

## 平成31年 第1回農業委員会総会 議事録

日時：平成31年1月11日(木) 13:30～15:00

場所：菊池市役所2階 204号会議室

1. 招集者：菊池市農業委員会会長 丸山利明

2. 出欠状況：出席委員18名／19名

3. 出席委員名簿

農業委員（欠席）

1番 工藤清子委員 2番 永田孝子委員 3番 歌丸研一委員 4番 工藤真理子委員  
5番 榎田實 6番 緒方哲郎委員 7番 永田正一郎委員 8番 坂田貞志委員  
9番 右田博昭委員 10番 右田正臣委員 11番 高山悦子委員 12番 松永孝志委員  
13番 緒方啓一委員 14番 丸山利明委員 15番 荒木孝子委員 16番 水上義夫委員  
17番 川口毅憲委員 18番 守塚伸二委員 19番 高木洋一委員

事務局職員

（本庁）坂本高秀 高野美由紀、望月睦美、城栄太郎、近藤孝雄  
（七城分室）小林政純  
（旭志分室）下川利治  
（泗水分室）角田公秀

4. 会議

開 会

### 【事務局】

本日はですね、正月明けての初めての総会になります。「皆様、改めまして、明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願いします。」議案に入る前に農政課から農振地域見直しの件でお願いがあるという事で農政課長が来ておりますので説明をお願いします。

### 【農政課長】

改めまして、明けましておめでとうございます。農政課長の清水でございます。昨年もお案内してましたけど農振見直しで校区别的説明会を今度開催することになりました。1枚紙でスケジュール表、説明日程、スケジュール（案）と日程とありますけれどもこれが地元の農振見直しの地元の説明会ということで日程を組ませて頂いたところでございます。農業委員の皆様にも是非ご参加して頂いてご意見等を賜ればと思っております。詳しくは担当の岩永から説明させていただきます。

### 【農政係長】

皆様、こんにちは。お疲れ様です。農政係の岩永と申します。先程、清水課長の方からお話がありました早速今月からですね5年に1回の農振の事前見直し計画に伴う地

区ごとスケジュールをするようになって頂く事になりました。今回の説明の流れと致しましては5年に1回の見直しであくまでも、優良農地を確保する為の全体見直しというところで考えております。お手元の、すみません。勝手に作らせて頂いた説明スケジュール（案）に基づきまして各地区ごとに説明会に回らせて頂きたいと思っております。今回の説明会対象の範囲につきましてはここに地域の農業に携わる方々要は、組織の代表者の方、皆様をお呼びしてということになります。先年から各地区の地区長さんをまずですね、説明会の趣旨を説明してからしてからの同じスケジュールに同席して頂くようにしております。ですので今回の対象範囲としまして各地区の区長さん、それから皆様方農業委員さん、そして最適化推進委員さんをお呼びしております。その他菊池、泗水、旭志、七城の土地改良区の理事さんそして中山間直接支払いの集落協定の代表者の皆様最後に多面的機能の直接支払いを受けられている活動組織の皆様方主にこの皆様方をお呼びしてあくまでも優良農地としていかに今後の残すところの計画として位置づけていきたいと思っております。追って後日、今後のスケジュールに伴いまして皆様方にご通知をさせて頂きたいと思っております。通知につきましては先程の対象範囲の方々と連名ですね、ご通知させて頂きますので詳しくはその説明会で申しあげたいと思っております。皆様のご協力を宜しく申し上げます。以上です。

#### 【事務局長】

宜しく申し上げます。これをもちまして農政課の方は退席致します。最初に5条申請の4条と取り下げと耐震性の件について一応、1枚紙を付けさせて頂いておりましたけれどもこれが12月に審議されまして農業委員会としては許可相当というところで県知事に進達した案件でありますけれども、ここに書いてありますけれども書いてある通り1番の4条の佐々木さんの通路の件については、一応先月もう一件あがったと思っておりますけどそちらの方が無断転用だったということで、無断転用がある申請者については信用性の問題で許可が出来ないということで、結果そちらの方で指摘を受けまして、今回通路については申請者さんにお話して取り下げをして頂いて、また今月新たに上げさせて頂いたところです。内容的には何も変わりません。もう一つはですね、5条申請の新電力の太陽光発電の方ですけれども、これについてですがこれに書いてありますけれども県とのヒアリングの際に文化財の包蔵地ということで縮図調査をする必要があるということで事務局としても申請書にそこが書いてなかったものですから文化財については関係ない、問題ないというところで許可相当で挙げてきたんですけれども文化財のほうが縮図調査をしてみないといけないというところですね、そちらの方が見込みがつかんと転用許可が下ろせないというお話があつてですね、これについても12月分の計画について取り下げをして頂いて、また今月新たに文化財のめどが付きましたのでそちらの方で再申請で上げさせて頂いてます。これも転用の目的内容はなんら変わっていません。県との話でそういうところで、せっかく皆さんで審議頂いて許可相当で挙げた案件をこのようになりましたことについて事務局においても今後書類等の審査のなかで気をつけていく必要があると思っておりますので、そういうことで今回また、上げさせて頂いておりますので宜しく申し上げます。なお、一時転用と出ておりますけれ

どもこれについてイメージ的にピンとこないかと思っておりますので今、写真を1枚お配りしております。一応下で営農をして上の方に太陽光パネルを設置するという事です。これについては支柱が立つところのみが一時転用ということで営農型太陽光施設ということで出ています。作物はそれぞれの、みょうがとかサカキとかが多いんですけれども、それぞれで作物が変わりますけれども一応、イメージ的にはそういった形の太陽光ということで出ていますけれども宜しく申し上げます。本日は議席番号11番の高山委員の欠席の届出がありました。只今の出席者は18名です。定足数に達していますので、只今から平成31年第1回農業委員会を開催します。本日の審議事項はお手元の議案書のとおりです。慎重にご審議賜りますよう宜しく申し上げます。それでは最初に丸山会長からご挨拶を頂きました後、議事録署名者の指名または議事の進行の方を宜しく申し上げます。

#### (1) 会長挨拶

##### 【会 長】

皆さん明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ致します。

昨年は非常に災害が多い年で本年はなんとか穏やかな年であって欲しいと思っております。その様な中で菊池市農業委員会も4月1日を持ちまして権限委譲を受けた農業委員会ということでより一層、間違いがない農業委員会ということで襟を正していかないといけないところでございます。

本日議案の第1号から8号、報告案件4件を提案していますので、慎重なる審議をお願いしまして挨拶とさせていただきます。

それでは、本日の議事録署名者の指名をします。菊池市農業委員会会議規則第13条に基づきまして。議席番号1番工藤清子委員と議席番号2番永田孝子委員を指名させていただきます。よろしくお願ひします。

#### 5. 議案審議

##### (1) 第1号 農地所有適格法人設立届出書について

##### 【会 長】

それでは案件に入ってまいります。

まず、議案第1号を上程いたしますので事務局より議案の説明をお願いいたします。

##### 【事務局】

議案第1号、農地所有適格法人設立届出についてでございます。議案書の1頁をお願いいたします。別紙のとおり農地所有適格法人設立届出がありましたので審議の上委員会の決定を頂くものです。今回の案件は2件でございます。

1件目です。2頁から4頁をお願いします。設立届出書の1. 法人の概要から5. 農地法第2条第3項第4号関係は記載のとおりです。申請法人については、記載内容から農地法第2条第3項各号の法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を全て満たしていると考えられます。法人の所在地より議席番号1番の工藤清子委員さんよりご意見

をお願いします。

**【1 番工藤清子委員】**

1 番の工藤でございます。法人を設立される方は肥育をされております。一生懸命されております。今回、親の名義の農地を借りる為に今回正式に届書を出されました。2 ページの3 番の事業年度があいまいだったので、お尋ねしましたところ1 年目が1 0 月 1 日から9 月3 0 日までだったということです。その後が7 月2 日からということで書かれております。なんら問題はありませんので、宜しくお願いします。

**【事務局】**

2 件目です。5 ㊦から7 ㊦をお願いします。設立届出書の1. 法人の概要から5. 農地法第2 条第3 項第4 号関係は記載のとおりです。申請法人については、これらの記載内容から農地法第2 条第3 項の法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を全て満たしていると考えられます。法人の所在地より議席番号16 番の水上委員さんよりご意見をお願いします。

**【16 番水上義夫委員】**

16 番の水上です。この方は以前から酪農をやっておりなんら問題ないと思います。宜しくお願いします。

**【会 長】**

只今農地所有適格法人設立届出につきまして事務局、担当委員さんからの説明がございましたがこの件に関しまして何かお尋ねご意見等がございましたらお受けいたします。

～意見なし～

**【会 長】**

意見もないようですので農地所有適格法人設立届出について承認することにご異議ございませんか。

～意義なしの発言～

それでは、農地所有適格法人設立届出につきまして承認することに決定します。

**(2) 議案2号 あっせん登録申出について**

**【会 長】**

次に議案第2号を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】**

議案書第2号あっせん登録申出についてでございます。議案書の8 ㊦をお願いします。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせん譲受等候補者名簿」に登録のため別紙のとおり申請者の提出があったので、ご審議のうえ委員会の意見を決定するものです。今回の案件は3 件です。1 件目です。9 ㊦に登録申出書を添付しております。申請者の住所氏名、経営状況、家族、職業並びに収入等農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては議案書記載のとおりです。このたび農業経営基盤強化促進法に基づく所有移転のためあっせん登録を申し出されたものです。登録申

出の内容より耕作面積と斡旋基準を満たしていると考えられます。それでは担当委員の議席番号3番の歌丸委員よりご意見を申し上げます。

**【歌丸研一委員】**

3番の歌丸です。今回のあっせん登録申出者は主に水稻を栽培されている專業農家です。何ら問題ないと思います。皆様のご審議を宜しく申し上げます。

**【事務局長】**

続きまして2件目です。10頁をお願いします。登録申出者の住所氏名、経営状況、等につきましては登録申出書記載のとおりです。これについても農業経営基盤強化促進法に基づく所有移転のためあっせん登録を申し出されたものです。登録申出書の内容から耕作面積と斡旋基準を満たしていると考えられます。担当委員の水上委員よりご意見を申し上げます。

**【水上義夫委員】**

16番の水上です。この方は水稻栽培されている專業農家で、登録申出については何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

**【事務局長】**

続きまして3件目です。11頁をお願いします。登録申出者の住所氏名、経営状況等につきましては登録申出書記載のとおりです。このたび農業経営基盤強化促進法に基づく所有移転のためあっせん登録を申し出されたものです。登録申出書の内容から耕作面積と斡旋基準を満たしていると考えられます。担当委員の川口副会長よりご意見を申し上げます。

**【川口毅憲委員】**

17番の川口です。登録申出者の方は現在ここにもありますように40歳になられまして柿を経営されています。認定農業者ではありませんが、今手続きをされている途中だとお伺いしております。こういうことから問題ないと思われれます。宜しく申し上げます。

**【会 長】**

只今あっせん登録申出につきまして事務局、担当委員さんから説明が終わりましたがこの件につきまして何かおたずねご意見等ございましたらお受けいたします。はい、どうぞ。

**【永田孝子委員】**

2番の永田でございます。わざわざ、計を書いてあるのになぜ合計は書いてないんでしょうかね。これはここまでなくていいんでしょうかね。わざわざ、合計の計まで書いてあるのに。書かないなら書く必要がないんじゃないんでしょうかね。反当りの価格も大体自分が希望するならばいくらって書いてあったほうがいいんじゃないんでしょうかね。私の希望です。

**【事務局長】**

今のご指摘ですけど、まさにそのとおりでございます。うちの方の計の漏れで記載されていませんでした。それと今言っておられた反当りの希望の価格が漏れているところ

もありました。この辺も受付の際に十分事務局としてチェックして記載したいと思えます。申し訳ありませんでした。それと先程の反当りの希望価格の方が書いてありませんでしたけど後ほど基盤強化の方で売買の案件で出てきますのでそこで単価の方は出てきますけれども一応あくまで、登録申出書については記載をするように受付の時点でチェックしたいと思えます。以上です。

【会 長】

宜しいですか。

【永田孝子委員】

はい。

【会 長】

他にはございませんか。

～意見なし～

【会 長】

意見もないようですのであつせん登録申出につきまして承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

【会 長】

それではあつせん登録申出につきましては承認することに決定いたします。

### (3) 議案第3号 農地法第3条許可申請について

【会 長】

次に議案第3号を上程いたします。事務局から議案の説明をお願いします。

【事務局】

議案第3号農地法第3条許可申請についてでございます。12分をお願いします。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転に関し、別紙のとおり申請書の提出があつたので、ご審議のうえ許可相当のものについては許可指令書を交付するものです。案件は所有権6件、賃借権設定4件、使用貸借権設定5件です。詳細につきましては担当より説明いたしますのでご審議のほど宜しくをお願いします。

【会 長】

所有権移転の1番につきまして説明をお願いします。

【事務局】

今月の案件は農地法第3条第2項に該当しないので許可要件を満たすものと考えます。それではまず1番です。12分をお願いします。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番につきまして担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田孝子委員】

2番の永田でございます。譲渡人さんと譲受人さんは親子関係で同居でございます。親から子への贈与でございます。なんら問題ないと思います。また、譲受人さんは最適化推進委員でもがんばっておられます。ご審議宜しく申し上げます。

【会 長】

次に2番をお願いします。

【事務局】

14番をお願いします。2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

2番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【緒方啓一委員】

13番緒方です。この案件は龍門の小木地区です。譲受人は最近、栗栽培に力を入れておられます。譲渡人も高齢で後の管理を心配されてこの話がまとまったものです。現地は杉、ヒノキがずらっと植えてありましたが業者に頼んで伐採され重機で整地なされておりこの春、栗を植えるばかりに整地しておりました。何ら問題ないと思います。宜しく申し上げます。

【会 長】

次に3番をお願いします。

【事務局】

3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

3番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【永田正一郎委員】

7番永田です。譲渡人と譲受人は隣接するこの土地の隣同士で譲渡人からの申出でこの土地を所有権移転することになりました。この土地は現在荒れておりまして、草を刈り取ったような状態で今後は譲受人のほうで家庭菜園として使いたいと言っておられます。なんら問題ないと思います。宜しく申し上げます。

【会 長】

次に4番をお願いします。

【事務局】

4番です。競売になります。譲渡人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

4番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

**【川口毅憲委員】**

17番の川口です。只今、事務局からありましたように競売物件であります。1つ確認しても宜しいでしょうか。開札日が12月3日になっていきますけれども落札はされたということですよ。こっちの方では確認できていないので。本人さんに聞いた時にですね、まだ聞いてないと言われたものですから。落札したかどうかをね。

**【事務局】**

裁判所の方から落札したと言うことは聞いています。一応、この土地の3条許可が出てからですね裁判所に持って行ってからの手続きになります。

**【川口毅憲委員】**

分かりました。すみません。譲受人方は合志の方ですけれども市内の方で農業をやっています。11月の総会で買受適格証明も処理を受けておりますので問題はないと思います。場所的には難しい、入り組んだ土地なので本人にお尋ねしたところ梅とかみかんとか、栗とかいうものの栽培を予定されているというふうにお伺いしました。問題はないと思います。宜しくお願いします。

**【会 長】**

次に5番をお願いします。

**【事務局】**

5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

**【会 長】**

5番につきまして担当委員さんの意見ををお願いします。

**【川口毅憲委員】**

17番の川口です。この案件は譲渡人さん、譲受人さん先代のころに既に売買されていたものですが、登記が出来ておりませんでしたとのことでした。今回登記できる状態になりましたので第三者からの贈与という形で許可申請されたものです。問題はないと思われ、

**【会 長】**

次に6番をお願いします。

**【事務局】**

6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

**【会 長】**

6番につきまして担当委員さんの意見ををお願いします。

**【右田正臣委員】**

10番の右田です。この物件は西小学校から南側200メートル付近にある畑です。譲渡人は地元から県外に出ておられ、県外から戻られないということから譲受人との売買が成立したものです。なんら問題はないと思います。



**【会 長】**

次に、賃貸借権設定の1番について説明をお願いします。

**【事務局】**

15ページをお願いします。賃貸借権設定の1番をお願いします。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由に付きましては議案書記載のとおりです。

**【会 長】**

1番に付きまして担当委員さんの意見をお願いします。

**【右田博昭委員】**

9番の右田です。申請地は市営住宅泗水旭西団地の北100メートルくらいのところの位置にある第1種農地です。借受人さんの自宅の周りの農地になります。借受人さんは近くで養鶏業をされております。貸付人と借受人は叔父と甥の関係です。叔父から畑を借りて日陰を好む榊を栽培する予定で、支柱を高くしてその上に太陽光パネルを乗せる営農型太陽光発電設備になります。農地転用に伴う土地所有者、貸付人の承諾書も得ています。それから隣接農地の承諾書もあります。資金計画は全額、金融機関からの借り入れとなります。少ないですが県内でもこのような事例があり問題はないと思われ  
ます。皆さんのご審議宜しくをお願いします。

**【会 長】**

次に使用貸借権の1番の説明をお願いします。

**【事務局】**

16ページをお願いします。1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由に付きましては議案書記載のとおりです。

**【会 長】**

1番に付きまして担当委員さんの意見をお願いします。

**【工藤清子委員】**

1番の工藤でございます。貸付人、借受人の方は親子関係でございます。農業者年金受給の為の再設定です。何ら問題はありません。宜しく審議のほどをお願いします。

**【会 長】**

次に2番について説明をお願いします。

**【事務局】**

18ページをお願いします。2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由に付きましては議案書記載のとおりです。

**【会 長】**

2番に付きまして担当委員さんの意見をお願いします。

**【工藤清子委員】**

1 番の工藤でございます。貸付人、借受人、親子関係でございます。農業者年金経営移譲による再設定でございます。何ら問題ございません。宜しく審議の程お願いいたします。

【会 長】

次に3番をお願いします。

【事務局】

19ページをお願いします。3番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由に付きましては議案書記載のとおりです。

【会 長】

3番について担当委員さんの説明をお願いします。

【工藤真理子委員】

4番工藤です。貸付人さんと借受人さんは親子関係です。貸付人さんの農業者年金受給に伴う経営移譲による使用貸借権の設定です。借受人さんは後継者としてスイカ、メロンを栽培しておられますので何も問題ないと思います。宜しくお願いいたします。

【会 長】

次に4番をお願いします。

【事務局】

20ページをお願いします。4番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由に付きましては議案書記載のとおりです。

【会 長】

4番について担当委員さんの説明をお願いします。

【工藤真理子委員】

4番工藤です。こちらも親子です。農業者年金受給の為の再設定です。借受人さんは会社員ですがあと1年で退職されます。休日は農業に従事されてるので問題ないと思います。

【会 長】

次に5番をお願いします。

【事務局】

21ページをお願いします。5番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由に付きましては議案書記載のとおりです。

【会 長】

5番について担当委員さんの説明をお願いします。

【右田正臣委員】

10番右田です。貸付人と借受人は親子です。農業者年金の為の再設定です。なんの問題もないと思います。

【会 長】

農地法第3条の許可申請に付きまして担当委員さん事務局からの説明は終わりました。

たがこの件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

～意見なし

【会 長】

意見もないようですので許可することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

【会 長】

それでは許可することに決定いたします。

(4) 議案第4号 農地法第4条許可申請について

【会 長】

次に議案第4号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第4号農地法第4条許可申請についてでございます。議案書の23頁をお願いいたします。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上委員会の意見を決定いただくものです。今回案件は、3件です。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いいいたします。

【会 長】

1番につきまして事務局より、説明をお願いいたします。

【事務局】

24ページをご覧ください。1番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。この案件は後ほど出てきます5条の所有権移転の1番と同一事業案件になり全体の事業面積は85,898㎡、4条分が63,253㎡、5条分が22,645㎡になります。スクリーンをご覧ください。申請地は周囲を山に囲まれています。農地区分につきましては中山間地域等に存在する農業公共投資となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当し許可は可能な場所です。設備用計画の内容としましては全体面積85,898㎡の土地をオートキャンプ場54,125㎡、その他管理棟テラス、炊事場、草スキー場や昆虫採集、ブルーベリーの植栽、収穫を楽しむ森になっております。もう既にキャンプ場になっているため、始末書が付いております。

【会 長】

1番につきまして、私の担当ですので意見を述べたいと思います。14番丸山です。申請地の場所ですが、非常に説明しにくい場所になっております。本市、市役所から国道387号線を大分県の上津江方向に向かって、県境まであと10分というようなところに位置しております。農地的にはこの一角だけの農地で後の広がりはありません。申請理由につきましては事務局から説明がありましたように、昭和42年近くに八代の方からこちらに來られて酪農をされてました。こんな風で何年続いたか私も存じ上げませんが、こういったキャンプ地になってもう30年近くになっているとは思いますが、オ

ートキャンプというのはご自分でテントから車から自分で持って行って自由にキャンプして良いということです。このような事でさきほどありましたように炊事、シャワー室も完備し生活排水は浄化槽を通して放流する蒸留水につきましては湧水を利用するというので雨水は自然地下浸透ということで計画を立てております。先程言いましたように30年近くはやっておられますので後の農地の利用も考えましたけれども全く適用する作物もないということで致し方ないと思っております。皆様方のご審議宜しくをお願いします。

【会 長】

次に2番をお願いします。

【事務局】

29ページをお願いします。1番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は周囲を宅地に囲まれています。農地区分につきましては概ね10ha未満で宅地化が見込まれる区域内の農地から第2種農地に該当し許可可能な場所です。

【会 長】

2番に付きまして担当委員さんのご意見ををお願いします。

【右田博昭委員】

9番右田です。今回の案件は先程も事務局から取り下げの案件のところから出て来ましたところ先で月の総会で承認を頂いた案件ですが県での進達後に指導が入り取り下げまして今回再提出となったものです。宜しくご審議をお願いします。

【会 長】

次に3番をお願いします。

【事務局】

3番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。本案件も後ほど出てきます5条の賃貸借権の3番と同一事業案件になり全体の転用面積41.30㎡、4条分が16.52㎡、5条分が24.7㎡3年間の一時転用になります。スクリーンをご覧ください。申請地は南側に宅地がありますが10ha以上の農地の広がりがある第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが3年間の一時転用による営農型太陽光発電設備設置のため許可可能です。事業計画は全体事業面積4,868㎡、パネルの下に榦を10a当り1,800本植栽します。農地の上部には太陽光パネル2,430枚、発電量272.7kw、支柱591本です。なお、パネルの下での榦の栽培については営農計画書が添付されており2年目からは徐々に収穫する予定になっております。以上です。

【会 長】

3番に付きまして担当委員さんの意見ををお願いします。

【右田博昭委員】

9番の右田です。申請地は先程の3条の土地と隣接している第1種農地です。土地の所有者と申請者は親子関係です。今回の案件は5条賃貸借権設定3番と同一案件で営農型

太陽光発電を設置し支柱部分を転用するものです。親子ですので問題ないと思います。宜しくご審議お願いします。

**【会 長】**

農地法第4条の許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんからの説明がございましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

**【荒木孝子委員】**

15番荒木です。1番のことなんですが、お尋ねです。30年も今までこれまで全然分からなかったということなんですか。それで、始末書を出せば良いという事ですかね。ちょっとなんか、疑問に思いました。

**【会 長】**

他にはございませんか。

**【工藤真理子委員】**

4番工藤です。2番の先月出た分ですが、これまた出して許可が下りるということですか。

**【事務局長】**

そうですね。先月は同一に出した案件がありましてそちらが先に許可見込みが取れないと今回のやつは元々出せないやつで。後で現地調査で無断転用が分かったものですからそのまま挙げて、許可相当で県に進達したのですが県の方からそういうように県から許可の見込みが取れないとこっちのほうが不許可になりますということでしたので、だったら不許可ですするよりも取り下げて頂いて出し直したほうが良いのかなということで今回の申請になりました。

**【会 長】**

他にございませんか。はい、どうぞ。

**【工藤清子委員】**

1番の工藤でございます。1番の始末書ですけれども、すみません。宜しくお願いします。始末書の朗読をお願いします。

**【事務局】**

この度、提出記載の土地の転用をキャンプ場の転用申請するにあたり農地転用許可申請を怠り無断転用していたことをお詫び申し上げます。申請地は父の知人が50年ほど前に国から払い下げ畑として利用していましたが猪の被害により数年で耕作を断念しました。その後父が譲り受け柵を設置して牛や羊の放牧していましたが野犬が羊を襲うようになった為、放牧もやめざる終えない状況になりました。私は40年ほど前に飲食業の許可を受けここで焼肉とます料理を始めたところここでキャンプさせて欲しいというお客様が増え30年ほど前からキャンプ場として運営を始めました。現在飲食店は営業してませんが、口コミもあり毎年3月ごろから県内外よりキャンプ客が来園され固定客も付いてきました。本来ならば無断転用の為当該申請地を農地として復旧後に申請

しなくてはなりません。がキャンプ地として広く認識されており農地への復旧が困難な状態です。私の認識不足でご迷惑をおかけしましたことを深く反省しておりますとともに誠に勝手な都合であります。申請地を現状のままでの農地法4条許可申請を認めてくださるようお願い申し上げます。今後は法に従い手続きを進めて参りたいと存じますのでなにとぞご寛大なる処置をお願い申し上げます。という風になっております。

【会 長】

宜しいですか。他にはございませんか。

【永田孝子委員】

2番の永田です。3番ですかね。3年間一時転用ということは又3年間過ぎたら更新しないといけないということでしょうか。

【近藤農地アドバイザー】

先程、参考に1枚お配りしてるんですけど、そこにも書いてありますが3年経ったら原状回復というのが一時転用の基本です。そこで点検して8割以上を満たしていれば次の許可は問題なく出来る。ただし、現状が8割を満たしていないようならそこで、もう一度点検します。自然災害とかですね、地震とか大雨とかそういうようなやむを得ない事情でもって8割を下まわったりとかは一応許されるというか、次の検討する場合は一応出来るんじゃないかということですし永年作物というところでその下にも書いてありますがみかんとか榊、榊は本格的に切って販売するには5年くらい経たないと出来ないと言われておりますのでそれまでは永年作物についてはそれなりの扱いをします。初年度から収穫できる作物は1年、2年、3年の状況を見て次の許可について判断することになります。だから、榊ですからそれを販売する。施設のパネルを設置するところですね、人が作業するのに無理をしないような高さじゃないといけないとかですね。根本が榊ですけれども、作物によってはなかで農業機械を動かす施設も、例えば2.5m以上ないといけないとかそういうようなものを設けるようになっております。以上です。

【会 長】

宜しいですか。ちなみにそこまで説明していただきますと3年後の収穫高をどこが判断するのかということまで説明して頂こうと思いますけど。

【近藤農地アドバイザー】

本格的に収穫できるのが榊の場合、5年じゃないか、2年目位からは成長が良ければ3年目くらいには出来るんじゃないかと。

【緒方哲郎委員】

今の会長の質問と一緒に10年以内と3年以内と2つ書いてありまして、そこを説明していただきたいと思います。

【近藤農地アドバイザー】

ではちょっと時間を頂きまして上の方からご説明いたします。タイトルがありまして1番に農地に太陽光発電設備を設置するには(1)または(2)があるということで2つの方式があります。今回出ているのが(1)の方です。営農型太陽光発電設備で一

時転用期間が過ぎたら元に戻す。というのが原則です。転用期間大体3年以内というのがこれまで基本でしたが、10年以内というのが30年の農地法の改正で設けられました。ただし、これまでの太陽光発電設備というのが色んな要望があったと思いましたが①、②、③というような場合には10年以内という事でもいいというようなことになっています。1つはですね、荒廃農地を再生する。荒れているところを利用するんだったら10年以内、それから、2番目は担い手例えば認定農業者の所有地、認定農業者が借りている借入地。それから農地区分2種農地、3種農地を利用する場合、この3つの時に限って10年。それ以外のところでは右のところでは挙げていますように3年以内。今回挙がっているのがこの方が担い手でもない、荒廃農地を利用するわけでもないし、2種農地、3種農地でもないの3年ということになります。それから営農型につきましては農用区域ですね、立派な優良農地それから第1種農地でパネルを設置してあるもんですからまずは営農場所であるということです。1番に書いてある営農が主であることから農用区域内や第1種農地でも設置が可能です。それから栽培作物の農地の上からパネルを設置する。それからパネル下で栽培する作物は日陰、陰になっても育つような作物、カッコでありますように熊本県下ではこれまでみょうが、ハラン、弁当の仕切りに使うあれですけども榊、原木椎茸、牧草などというのがあがっております。それからその下ですが、栽培する作物につきましては試験調査機関による調査結果。試験というのは詳しい方です。知識が豊富な方ですね。そういう方、いわゆる県の普及指導員の方がいますね。農協にもいらっしゃいますが、それから試験研究機関それから、こういう設備を作った方の意見書それから先行的な取組み、熊本県下で聞いているのがあさぎり町と熊本市で取り組んでいるという事例があります。それから一時転用は期間満了後に原状回復です。優良農地ですから原状回復してもらわないと。3年経って思わしくないなら撤去してもらわないといけないから簡易なものではないといけない。それから一時転用の満了後、3年または10年がございますが栽培作物が地域の平均採集が2割以上減少している場合は再度の農地転用許可は出来ませんということです。さっき見たところですね。これにも例外がございまして簡易許可が可能というのは出すね、これのように榊のようにですね、当初の期間で剪定でき適格な栽培管理が適正になされる通常通り生育段階に至っており今後の営農計画書の見込み書で営農の適切な継続が見込まれると、真面目にやっけてちゃんと生育段階にあると3年経つと榊もフルに剪定できないということもあるということで真面目にやっけて上手くいってれば見込みもできるということで。それからさっき申しました台風とか陥没とかですね自然災害でやむをえない事情で農作物の収穫の被害を確認して農作物の被害が認められるということ。それから、営農計画見込み書の内容についてですね、色んな研究機関に意見を求めて平均的な採取を見込めるかを営農者等に確認して見込みがあると判断された場合ですとかね。そのケースによって例外もあります。3年後にはですね、こういうふうに農業普及員とか榊では鹿児島から研究機関、公的研究機関からの植栽本数ですかね、そういうので判断したらどうかというデータもありますのでそういうのを元に皆さんに研究して頂くということになるかと思えます。以上です。

【会 長】

他にはございませんか？

～意見なし～

意見もないようですので、承認し許可相当の意見を付して県知事に進達することに、ご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、許可相当の意見を付して県知事に進達することに決定します。

(5) 議案第5号 農地法第5条許可申請について

【会 長】

次に議案第5号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第5号農地法第5条許可申請についてでございます。

30頁をお願いします。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上委員会の意見を決定いただくものです。今回案件は、所有権移転3件、賃貸借権設定3件、使用貸借権設定3件です。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

【会 長】

それでは所有権移転の1番について説明をお願いします。

【事務局】

31ページをご覧ください。番号1番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。転用者は自営業を営んでおり菊池市原で畑14筆、22,645㎡を所有権を取得しキャンプ場に転用する案件です。既に転用している為始末書が添付されています。こちらは24ページの4条の1番と同一案件です。スクリーンをご覧ください。5条分の申請地は見えづらいと思いますが白枠で囲んである部分になります。申請地は周囲を山に囲まれています。農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地から第2種農地に該当します。詳細については先程4条でご説明しましたので省略させていただきます。以上です。

【会 長】

1番につきましては私の担当ですので意見を述べたいと思います。14番の丸山です。この案件は4条の1番で出ましたオートキャンプ場の案件と同一でございます。スクリーンを出すと1筆になりますけど、筆的には50筆以上あろうかと思えます。その様な中で兄貴さん名義がまだ残っていたのでこの際、弟たちの名義に変えるということでの申請となっております。何ら問題ないと思えますので皆さん方のご審議をお願いします。

【会 長】



次に2番をお願いします。

**【事務局】**

32ページをご覧ください。2番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。転用者は太陽光発電事業を営む法人です。菊池市四町分で畑3筆16,134㎡の所有権を取得し太陽光発電設備を転用する案件です。こちら34ページの賃貸借権設定の1番と同一案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は緑色は山になります。周辺を山に囲まれていまして農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。土地の利用計画内容としましては太陽光発電設備としてパネル21,210枚、発電出力6,363kwのパネル用地、103,644㎡、調整池10,417㎡、その他通路等に転用する計画になっております。また、こちらにつきましては先月質問がありました太陽光発電にかかる土砂崩れ等の災害対策についてご説明します。こちらは市の環境基本条例第12条で開発事業者は市に事前協議を行い環境への配慮を示す必要があり、関係住民等に説明会を行い結果を市長へ報告しなければなりません。続いて13条では市長が協議を求めたとき事業計画に係る協定の締結に努めなければならないと規定されています。今回の事業者に対しては平成30年12月20日に協定を締結したと確認をしました。以上です。

**【会長】**

2番につきましても私の担当ですので意見を述べたいと思います。14番の丸山です。この案件は開会前に局長から取り下げということでご報告は一旦聞いております。市の文化財辺りにも確認したところ国もクリアしているということで今回またあがっております。先月も申しましたように太陽光設置の一部に農地があるという事で申請が挙がっております。ここの農地も耕作放棄地でどこが農地でどこが山林かというように見つけずらいところですが。このようなことから先月も申しましたように今回の事業に転用するのは致し方ないと思います。皆様方のご審議宜しくをお願いします。次に3番をお願いします。

**【事務局】**

33ページをお願いします。3番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。転用事業者は自営業を営んでおり菊池市西寺で田1筆427㎡所有権を取得し太陽光発電設備を転用する案件です。スクリーンをご覧ください。黄色が田になります。ピンク色が宅地になります。申請地宅地に囲まれています。農地区分上は概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地で第2種農地に該当します。土地の利用計画内容としましては太陽光発電施設としてパネル135枚、発電出力は27,5kwのパネル用地230㎡、通路197㎡に転用する計画になっております。以上です。

**【会長】**

3番につきまして担当委員さんの説明をお願いします。

**【緒方哲郎委員】**

6番の緒方です。1月7日の日に現地調査を行ないました。申請地は植木インター菊池線、コメリとかまんまとかありましたけれどもまんまを七城方面に行きますと信号がある交差点があります。それを左折します。真直ぐ行きますと北古閑区がありまして北古閑区のすぐ道沿いということになります。申請地は譲渡人が相続によって取得された土地で今は大変荒れておる土地でございました。その土地を譲受人さんが買い受けるということでございました。譲受人さんは議案書の2に住んでおられますけど山鹿の菊鹿町の方にぶどうとかを作りながらそこにも住めるようなところがあるということでこの土地がお話に出たところで最初宅地でという話もありますけれども上下水道も通っておらず、当面は自然エネルギー太陽光発電として土地の生産性を高めて土地の荒廃を防ぐ為にもいいんじゃないかと考えておられます。給排水計画は給水排水ともに太陽光でありません。雨水に関しましては自然浸透ということでございました。被害防除計画につきましては作業を徹底し安全を確保するという事で完成後には太陽光発電設備のためにフェンスを設置するという事であります。以上のことから転用やむなしと考えております。ご審議宜しく申し上げます。

**【会 長】**

次に賃貸借設定の1番について説明をお願いします。

**【事務局】**

34ページをお願いします。1番です。貸受人、借受人、土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積につきましては議案書記載のとおりです。転用事業者は太陽光発電事業を営む法人で菊池市原に賃貸借権設定を行い畑1筆4,833mを転用する予定です。こちらは先程ご説明しました32ページの所有権移転の2番と同一案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は周囲を山に囲まれています。農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。詳細につきましては先程ご説明させて頂いたので省略させて頂きます。以上です。

**【会 長】**

1番につきましては私の担当ですので意見を述べさせて頂きます。14番丸山です。この案件は32ページの2番の案件と同一案件です。賃貸借権の1番の使用目的は太陽光のパネルから出た水を雨水を集めて調整池をそこに設けて原井出に流すという計画になっています。この農地は字図上どうしてもここまで申請をしてやって欲しいというようなところの申請地だったということを代理人さんの方から聞いています。農地に迷惑がかかるような農地ではありませんので致し方ないと思っております。皆さん方のご審議を宜しく申し上げます。次に2番の説明をお願いします。

**【事務局】**

2番です。貸受人、借受人、土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積につきましては議案書記載のとおりです。転用事業者は養鶏を営んでおり賃貸借権設定を行い畑1筆955㎡を転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は周囲を宅地に囲まれています。位置図につきましては赤線が下水道、青線が上水道になります。こ

こちらは上下水道のある沿道区域内で概ね500m以内に田中医院と養生園診療所がある農地から第3種農地に該当します。土地の利用計画内容としましては太陽光発電設備としてパネル324枚、発電出力が49,5kwのパネル用地623.1㎡、作業スペース331.9㎡に転用する案件です。以上です。

【会 長】

2番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【右田博昭委員】

9番の右田です。申請地は先程の案件と同じで泗水の旭西団地の北の道を挟んで向かいの位置にある第3種農地です。現況は家庭菜園になっています。貸付人が高齢の為これからの耕作予定が立たない為、甥に貸して太陽光パネルを設置することに同意をしました。事業計画内容は事務局案内のとおりです。資金計画は全額自己資金です。雨水排水につきましては防水シートを張って敷地の外回りを高くしてなるべく地下浸透させオーバーフロー分は排水溝へ放流します。転用やむなしと思います。皆さんのご審議宜しくをお願いします。

【会 長】

次に3番の説明をお願いします。

【事務局】

3番です。貸受人、借受人、土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積につきましては議案書記載のとおりです。転用事業者は養鶏を営んでおり菊池市泗水町吉富にて賃貸借権設定を行い畑4筆24.7㎡を営農型太陽光発電設備に転用する案件です。こちらは29ページの4条の3番と同一案件です。スクリーンをご覧ください。橙色が畑になります。ピンク色が宅地になります。申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農用地区域内にある第1種農地です。1種農地は原則不許可ですが例外規定である一時転用が該当する為、転用可能です。詳細につきましては先程4条でご説明しましたので詳細につきましては省略させていただきます。

【会 長】

3番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【川口毅憲委員】

17番川口です。今回の案件は4条3番の案件と同一案件です。営農型太陽光発電施設を設置し支柱部分のみを一時転用する案件です。第1種農地の一時転用ということで太陽光発電のパネル下の櫛の栽培、3ヶ月の営農計画、菊池市での生産実績のない事案で少々心配な面もありますが生産者本人の頑張りを期待いたします。

【会 長】

次に使用貸借権設定の1番、2番につきましては関連してしますので一括して説明をお願いします。

【事務局】

35ページをご覧ください。1番です。貸受人、借受人、土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積につきましては議案書記載のとおりです。転用事業者は農業を営んでおり菊池市七城町菰入にて使用貸借権を設定し、田2筆114㎡を農業用倉庫及び飼料置き場に転用する案件です。続いて2番です。貸受人、借受人、土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積につきましては議案書記載のとおりです。菊池市七城町菰入にて田2筆271㎡を農業用倉庫に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農用地区域内にある第1種農地にです。1種農地は原則不許可ですが例外規定である農業用施設に該当しますので転用可能です。以上です。

**【会 長】**

1番、2番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

**【榎田實委員】**

5番の榎田です。申請地は七城支所より南へ約1km行った菰入の集落内にあります。貸付人さんと借受人さんは親子です。借受人さんは水稻と飼料作物を中心に農業経営をされております。貸付人さんが所有地を経営していたところ現在の農業用施設が許可を受けていないことが分かり今回申請されておりました。始末書も添付されており申請者さんも反省されております。申請地には給排水はなく雨水は放流されます。同意書も添付されており何ら問題ないと思います。皆様のご審議をお願いします。

**【会 長】**

次に3番をお願いします。

**【事務局】**

3番です。貸受人、借受人、土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積につきましては議案書記載のとおりです。転用事業者は会社員で菊池市泗水町豊水にて使用貸借権を設定し畑1筆324㎡を個人住宅へ転用する案件です。こちらは議案書には記載されていませんが、先日の現地調査の際土地を造成していたことが発覚しましたので後日始末書を提出させています。スクリーンをご覧ください。申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。1種農地については原則不許可ですが例外規則にある集落接続に該当しますので転用可能です。以上です。

**【会 長】**

3番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

**【川口毅憲委員】**

17番川口です。只今事務局の説明のとおりですね。まず、土地の所在につきましては泗水の支所から北の方になりますかね、1kmくらい行った農村になります。転用目的は今の説明のとおり個人住宅です。転用を申請された方と貸付人の方は義理の親子になります。娘さんとお父さんということになります。目的は将来的にはお父さんがもうすぐ勤めを辞められて農業をやってられるということでそこまで引き継いでやられるということで奥さんの隣接地を選定されたというふうになっています。現地の状況としましては先程申しましたとおり純農村地帯でほとんど家の周りが家の中にあるような

とこですのもうこの辺は仕方ないと思います。農地への影響も当然そういう形になっていますのでありません。給排水等他の同意書も取ってありますし周辺の集落への影響もないものと現地調査で確認しました。以上です。

**【会 長】**

農地法第5条の許可申請につきまして事務局各担当委員さんからの説明は終わりましたがその件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

～意見なし～

意見もないようですので、承認し許可相当の意見を付して県知事に進達することに、ご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、意見もないようですので許可相当の意見を付して県知事に進達することに決定します。

ここで10分間の休憩を取りたいと思います。

**(6) 議案第6号 農用地利用集積計画（案）について**

**【会 長】**

次に、議案第6号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第6号農用地利用集積計画（案）についてです。

36頁をお願いします。農業経営基盤強化促進法だい18条第1項の規定に基づき別紙農用地利用計画案について菊池市長から意見を求められたのでご審議のうえ委員のご意見を決定するもとする。詳細につきましては、担当より総括表の説明の後順次説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いします。

**【会 長】**

それでは全体の説明が終了しましたら所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

**【事務局】**

37ページをご覧ください。農用地集積計画総括表（案）です。今月の利用権設定は賃借権設定が28件、使用貸借権が5件、使用貸借件設定の期間借地が1件、所有権移転が14件、転貸が2件、農地中間管理事業が43件となっております。次は所有権移転の各筆明細の説明にまいります。39ページをご覧ください。1番です。所有権を移転するもの所有権の移転を受ける者、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、売買価格につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

**【会 長】**

1番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

**【永田孝子委員】**

2番の永田でございます。今回の申請地は所有権を移転する方と所有権を受ける方の農地が隣接していますので移転を受ける方から強く要望され話がまとまって成立したものです。専業農家ですので何ら問題ないと思います。ご審議宜しく申し上げます。

【会 長】

次に2番をお願いします。

【事務局】

2番です。所有権を移転するもの所有権の移転を受ける者、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、売買価格につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積につきましては、議案書記載のとおりです。

【会 長】

2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【緒方啓一委員】

13番の緒方です。この案件は所有権を移転される方と受ける方は地主と小作の関係です。長年に渡り小作をしておられましたが今回移転をする人が高齢でもあり売買の相談が持ち上がったところです。土地の価格が平均より非常に低価格でありますのでちょっと尋ねてみましたところこの農地が道路に隣接しておらず移転を受ける方の農地を通らないと行くことが出来ない為この価格になったとのこと。しかしながら所有権を移転する人の要望ということでもありますので何ら問題はないかと思えます。宜しく申し上げます。

【会 長】

次に3番をお願いします。

【事務局】

3番です。所有権を移転するもの所有権の移転を受ける者、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、売買価格につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

3番につきまして、担当委員さんの意見を申し上げます。

【歌丸研一委員】

3番の歌丸です。所有権を移転される方は高齢で農地の処分を考えており小作人である所有権の移転を受ける方と話がまとまりました。所有権の移転を受ける方は主に水稻を栽培している専業農家です。何ら問題ないと思えます。皆様方のご審議宜しく申し上げます。

【会 長】

次に4番をお願いします。

【事務局】

4番です。所有権を移転するもの所有権の移転を受ける者、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、売買価格につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

4番について担当委員さんの意見をお願いいたします。

【歌丸研一委員】

3番の歌丸です。移転をする方は高齢で農地処分を考えており隣接地を耕作されている所有権の移転を受ける方と話がまとまりました所有権の移転を受ける方は酪農をされており認定農業者でもあります。なんら問題ないと思います。皆様方ご審議宜しくお願ひします。

【会 長】

次に6番から8番に付きまして関連してるので一括して説明をお願いいたします。

【事務局】

6番、7番、8番です。所有権を移転するもの所有権の移転を受ける者、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、売買価格につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

6番、7番、8番につきまして担当委員さんの意見をお願いいたします。

【守塚伸二委員】

18番の守塚です。所有権を移転をする方は農地の処分を考えています。昨年2月と3月の委員会であっせん申出があった農地です。今回規模拡大を希望していた所有権移転を受ける方と話がまとまりました。所有権の移転を受ける方は米、麦、大豆を栽培されており認定農業者でもあります。なんら問題ないと思います。皆様のご審議お願ひします。

【会 長】

次に9番をお願いいたします。

【事務局】

9番です。所有権を移転するもの所有権の移転を受ける者、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、売買価格につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、につきましては、議案書記載のとおりです。

【会 長】

9番につきまして担当委員さんの意見をお願いいたします。

【水上義夫委員】

16番の水上です。所有権の移転をするものと所有権の移転を受ける者は同じ集落の人で近所でたんなかは受ける人の住所のとなと横にあるので双方で売買の話がまとまったようです。なんら問題ないと思います。宜しくお願ひします。

**【会 長】**

次に10番、11番は関連していますので一括で説明をお願いします。

**【事務局】**

40ページから41ページ10番、11番です。所有権を移転するもの所有権の移転を受ける者、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、売買価格につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

**【会 長】**

10番、11番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

**【水上義夫委員】**

16番水上です。所有権を移転するものと受ける者は小作関係です。長年作っておられました。移転する者は高齢で小作する者に全部譲りたいと双方の合意の下成立したということでした。なんら問題ないと思います。宜しくをお願いします。

**【会 長】**

次に12番、13番も関連していますので一括して説明をお願いします。

**【事務局】**

12番、13番です。所有権を移転するもの所有権の移転を受ける者、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、売買価格につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

**【会 長】**

12番、13番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

**【右田博昭委員】**

9番の右田です。この土地はずいぶん前に農地転用においては許可が下りています。登記がなされていないことが分かりまして今回、所有権移転を行なうものです。所有権の移転を受ける方は認定農業者で酪農をされています。なんら問題ないと思います。皆さんのご審議宜しくをお願いします。

**【会 長】**

次に14番をお願いします。

**【事務局】**

14番です。所有権を移転するもの所有権の移転を受ける者、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、売買価格につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

**【会 長】**

14番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

**【川口毅憲委員】**

17番の川口です。所有権を移転される方の土地を所有権の移転を受ける方とご両親の代から小作をしております。このたびご高齢になられたので譲りたいという話で所有



権の移転になりました。受けられる方はあっせん登録申出に名前が出てこられた方で若手で頑張られているので問題ないと思います。宜しくお願いします。

【会 長】

今回の計画は所有権移転14件、賃貸借権設定28件、使用貸借権設定5件、転貸2件、期間借地1件、中間管理事業43件です。しばらく時間を取りますのでご確認頂きたいと思います。

【会 長】

議案の確認をしていただいたと思います。この件に関しまして何かご意見、お尋ねがありましたらお受けいたします。はい、どうぞ。

【工藤清子委員】

1番工藤です。42ページの13番ですけれども牛舎ですけれども牛か何かを飼われたんでしょうかね。

【事務局】

その飼料作物は堆肥舎ということで、堆肥舎と訂正をお願いします。

【会 長】

宜しいですか？他にはございませんか？

【事務局】

資料の訂正をお願いします。46ページの15番47ページの15番利用権の設定を受ける者の方はもうお亡くなりになっています。20番の利用権の設定を受ける者が入ってきます。訂正をお願いします。

【事務局長】

15番、16番を見て頂くと16番の29歳の方が15番のところに来るということです。下の方もですね。全て後継者の方が借りるということで、29歳の方に訂正をお願いします。

【会 長】

ほかにはございませんか？

～意見なし～

意見もないようですので、議案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、原案の通り承認することに決定します。

【会 長】

次に、議案第7号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案7号あっせん申出についてです。76ページをお願いします。農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんの申し出が別紙のとおりあったので、ご審議のうえその可

否を決定し、次のとおりあっせん委員を指名するものです。今回の案件は貸付1件です。77ページをご覧ください。申出者の住所、氏名、貸付希望分の所在地等につきましては記載のとおりです。貸借希望金額は反当り25,000円です。あっせん委員につきましては農業委員1名と農地利用最適化推進委員を1名決めさせて頂きたいと思えます。貸付希望農地所在地から議席番号6番緒方哲郎委員と担当農地利用最適化推進委員の野村委員にお願いしたいと考えております。ご審議方宜しく申し上げます。

**【会 長】**

あっせん申出につきまして事務局より説明がございましたがこの件に関しまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

～意見なし～

意見もないようですので、議案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、承認することに決定します。

あっせん委員には只今事務局より提案がありました緒方哲郎委員と推進委員の野村委員を指名いたします。次に議案8号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

**【事務局長】**

議案第8号非農地通知についてでございます。78頁をお願いします。農地・非農地の判断について、審議のうえ委員会の意見を決定するものでございます。今回案件は1件です。詳細につきましては担当より説明しますのでご審議のほど宜しく申し上げます。又そのあと担当委員のご意見も合わせて宜しく申し上げます。

**【事務局】**

79ページをご覧ください。番号1番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、所有者、現地確認日当は議案書記載のとおりです

**【水上義夫委員】**

16番の水上です。この土地は河川の横で段下になっていて道もなく今荒れた状態です。何も作られない畑になっており、非農地の申請をされていると思えます。宜しく申し上げます。

**【会 長】**

議案8号につきまして事務局、担当委員さんからの説明は終わりましたがこの件につきまして何かお尋ねご意見等ありましたらお受けします。

～意見なし～

それでは意見もないようですので、承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは非農地通知につきましては承認することに決定します。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

報告案件です。81点をお願いします。今回は、1、許可不要届出について2、土地改良届出について3、合意解約について4、取り下げについての4件でございます。

第1号「許可不要転用届出」についてでございます。82点をお願いします。今回は2件です。1件目は無線基地局電気通信施設への転用。2件目は鉄塔用地への転用。詳細につきましては83点、84点の許可不要転用届出記載のとおりでございます。続きまして第2号「土地改良届出」についてです。85点をお願いします。今回は1件です。届け者の住所、氏名、土地の表示、土地改良の理由等については土地改良記載のとおりです。続きまして「合意解約」についてです。86点から93点をお願いします。農地法第18条の規定による合意解約の通知があったものです。今回は全部で21件となっております。地目ごとの面積は、田23筆で46,031㎡、畑27筆87,648㎡で合計133,679㎡です。尚、詳細については議案書記載のとおりです。第4号「取下げ書」についてです。94点から96点をご覧ください。今回は3件です。詳細は議案書記載のとおりです。以上、報告案件の説明とさせていただきます。

【会長】

只今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

～意見なし～

意見等もないようですので、以上のとおり「報告」とさせていただきます。

本日予定しました議案は全て終わりましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がありましたらお受けします。

他に意見もないようですので、本日上程されました議案並びに報告案件について終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。

皆さんご起立をお願いします。これもちまして第1回農業委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

平成31年（2019年）1月10日

菊池市農業委員会会議規則第18条の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩

菊池市農業委員会 委員

㊦